

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

55歳（医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給について、人事院勧告における昇給の号俸数の決定方法に準じて決定するものとする。

2 改定の実施時期

この改定は、平成25年1月1日から実施すること。